

令和6年
11月号



雲南警察署
阿用駐在所
片岡 義徳
☎43-2692



自転車の罰則が強化



自転車の危険な運転に
新しく罰則が整備されました！

運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、
自転車に乗りながら通話する行為、
画像を注視する行為が新たに禁止され、
罰則の対象となりました。
※停止中の操作は対象外です



酒気帯び運転及び幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の
提供や同乗・自転車の提供に対し
新たに罰則が整備されました。



違反者

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

違反者

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類提供者・同乗者

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

施行日は令和6年11月1日です

しっかりとまもるルールでねがう安全

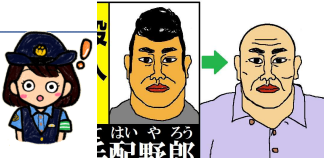
全国一律

指名手配被疑者捜査強化月間



11月中、全国警察の総力を挙げて指名手配被疑者の追跡捜査を行い、これら被疑者の検挙に取り組みます。
指名手配被疑者の発見には、県民の皆さんのご協力が必要です。
指名手配被疑者によく似た人を見かけたら、最寄りの警察署又は交番・駐在所にお知らせください。

「あれっ、もしかして・・・」



駐在さんからの一言

長かった夏も終わり、10月後半からやっと秋らしくな
って参りました。

私が子供の頃に比べると、近年は夏が長くなり、春
と秋が非常に短くなった感じがします。

秋は、一年で一番過ごしやすい時期ですが、日没
が日に日に早くなる時期でもあります。

ドライバーの皆さんは早めのライト点灯を心がけ、歩
行者の皆さんは自分の身を守るため、夕暮れ時から夜
光反射材を着用し、懐中電灯を持つように心がけま
しょう。

雲南警察署のホームページは、
こちらからアクセスできます。
是非ご覧ください。



犯罪被害者週間

令和6年11月25日(月)～12月1日(日)

「犯罪被害者週間」は、期間中の集中的な啓発活動等を通じて、事件や事故に遭われた方やそのご家族が置かれている状況や支援の必要性について理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支える機運の醸成を図る期間です。

事件や事故の被害に遭われたら、一人で悩まないでお電話ください。

最寄りの警察署又は #9110 (警察相談専用電話)
平日 8:30～17:15

※ 土・日・祝日、年末年始及び受付時間外は当直員が対応します。

※ 緊急の場合は、110番してください。

交通安全に関する各地区での取り組み

阿用・佐世・久野のそれぞれの地区におきまして、交通安全・交通事故防止に向けた取り組みをしていただきました。

- 阿用地区 カーブミラー清掃
10月13日(日)、阿用地区内のカーブミラー約70基を交通安全協会阿用支部で清掃。
- 佐世地区 カーブミラー清掃
8月22日(木)、西阿用・大ケ谷地内のカーブミラー約15基を地域安全推進員で清掃。
- 久野地区 交通安全啓発の絵画作成
秋の全国交通安全運動期間中の9月22日(日)、交通安全協会久野支部女性部が作成した交通安全啓発のための絵画を上久野地内の信号交差点脇に掲示。



阿用地区
ミラー清掃



佐世地区
ミラー清掃



久野地区
交通安全啓発絵画

